

第

1998

号



READAS
リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 2月28日 木曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

MMFの元本割れと損益通算

Q : 私はサラリーマンです。昨年、元本割れしたMMFを解約して10万円ほどの損失が生じたのですが、この損失について、給与所得と損益通算することはできるのでしょうか。

A : 損益通算の対象にはなりません。

【解説】

MMF（マネー・マネージメント・ファンド＝公社債投資信託）は、安全性の高い商品だと言われてきましたが、昨年、アメリカのエネルギー卸売り最大手のエンロン破綻に伴い元本割れが起きました。

ところで、MMFにより得た収益は、利子所得として課税されることとなります。この利子所得については、原則として、支払いを受ける際、利子所得の金額に一律20%の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象とされています。

すると、たとえ元本割れしたMMFを解約して損失が生じたとしても、課税関係は何も生じないこととなります。所得税法上、損益通算の対象にもなりません。

なお、平成15年1月からは、株式等の譲渡益に対する源泉分離課税制度が廃止され、申告分離課税へ一本化されますが、これはあくまでも上場株式による譲渡益についてのもので、MMFについてはその対象にはなっていません。

